

令和6年10月1日改定 長期・頻回の逓減について

《変更点》

- 長期逓減率
80% → **75%**
- 長期頻回逓減率
80% → **50%**

逓減対象は捻挫・打撲・挫傷・脱臼部位の後療料、冷電法料・温電法料・電療料

以下の表で9回は施術9回以下、10回は施術10回以上を意味します。
金額記載分に関しては、3部位・10回施術分の合計金額です。

● 変更前 (令和6年9月30日まで)

	0ヶ月目	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目
	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月
4/16初検	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回
逓減率	—	—	—	—	—	—	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
3部位金額	18,697	15,951	15,951	15,951	15,951	15,951	12,761	12,761	12,761	12,761	12,761	12,761	12,761	12,761	12,761	12,761	12,761

(冷電法なし)

明細書発行体制加算(13)+(後療料505+温電法料75+電療料33)×10回×2部位分+(後療料505+温電法料75+電療料33)×10回×0.6(3部位目逓減分)

初検料(1,550)+初検時相談支援料(100)+再検料(410)+明細書発行体制加算(13)+施療料(760×3)+(後療料505+温電法料75+電療料33)×9回×2部位分+(後療料505+温電法料75+電療料33)×9回×0.6(3部位目逓減分)

● 変更後 (令和6年10月1日から)

	0ヶ月目	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目
	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月
4/16初検	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回
逓減率	—	—	—	—	—	—	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
継続月数欄	—	—	—	—	—	—	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
3部位金額	18,694	15,948	15,948	15,948	15,948	15,948	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969

(冷電法なし)

連続5ヶ月10回以上の施術を受けている

10月1日からは明細書発行体制加算は10円/月

逓減75%

6ヶ月目からの合計金額

差額

50%逓減となった場合75%逓減との差額は患者へ自費として請求できる

● 長期・頻回の逓減についての考え方

CASE-1

	0ヶ月目	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目
	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月
4/16初検	9回	9回	9回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	9回	9回	9回	10回	10回	9回	10回	10回
逓減率	—	—	—	—	—	—	75%	75%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
継続月数欄	—	—	—	—	—	—	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

連続5ヶ月10回以上の施術を受けている

連続5ヶ月10回以上の施術を行った翌月は施術回数に関わりなく長期・頻回の対象となる

CASE-2

	0ヶ月目	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目
	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月
4/16初検	10回	10回	10回	10回	10回	9回	10回	10回	10回	10回	9回	10回	10回	10回	10回	10回	9回
逓減率	—	—	—	—	—	—	75%	75%	75%	75%	50%	75%	75%	75%	75%	75%	50%
継続月数欄	—	—	—	—	—	—	1	2	3	4	空白	1	2	3	4	5	6

初検日が16日以降であれば最初の1ヶ月目にならないよって、この区間は連続4ヶ月となる

10回以上の施術は連続4ヶ月まで

連続5ヶ月10回以上の施術を受けている

これより長期・頻回の対象となる

CASE-3

	0ヶ月目	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目
	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月
4/16初検	10回	10回	10回	10回	10回	10回	9回	9回	9回	10回	9回	9回	10回	9回	9回	9回	9回
逓減率	—	—	—	—	—	—	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
継続月数欄	—	—	—	—	—	—	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

連続5ヶ月10回以上の施術を受けている

一度長期・頻回逓減になると以降は施術回数に関係なく長期・逓減50%が適用される(75%に戻ることはない)

CASE-4

	0ヶ月目	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目
	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月
4/16初検	10回	10回	10回	10回	10回	9回	9回	9回	9回	9回	10回	10回	10回	10回	10回	9回	10回
逓減率	80%	80%	80%	80%	80%	80%	75%	75%	75%	75%	50%	75%	75%	75%	75%	50%	50%
継続月数欄	—	—	—	—	—	—	空白	空白	空白	空白	1	2	3	4	5	6	7

連続5ヶ月以上10回以上の施術回数ではあるが、9月は長期頻回の算定適用にはならない
9月を含む連続5ヶ月以上の期間で10回以上の施術を受けていることが条件となる

連続5ヶ月10回以上の施術を受けている